

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第4 議案第26号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに基づき、放課後児童支援員の基礎資格の基準を変更したので、開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

議案を読みあげます。

議案第26号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年4月24日提出、開成町長、府川裕一。

このたびの条例改正は、提案理由にありますように、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年3月31日交付、4月1日に施行されました。その内容は、放課後児童健全育成事業いわゆる放課後児童クラブにおいて、指導にあたる放課後児童支援員の資格要件が拡大されました。

資格要件のうち従来の幼・小・中・高等の教諭の資格を持つ者の規定では、教員免許状を取得し、その後の更新を受けていない者の扱いが不明確であり、教員免許状を一旦取得すれば、更新がされていなくても資格要件を満たすものとする。と一定の実務経験があり、市町村長が適当と認める者、具体的には5年以上の経験を有する者を資格要件に加える。以上の2点の要件が拡大されました。この省令改正を受けまして、町の関係条例を改正しようとするものです。

1ページをめくりください。

開成町条例第 号。開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の右が改正前、左が改正後となります。

第11条第3項第4号、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改めます。

同条に第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を加えます。この二つの条文は改正省令の文言をそのまま採用しています。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は平成30年4月1日から適用する。省令の施行日にあわせ適用することといたします。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。この条例の解釈の仕方でちょっと確認させていただきたいと思っています。

教育職員免許法によりますと、免許状を有する者が10年ごとに更新ということになります。そうするとその10年経って更新を受けていない者は免許状を失効してしまうわけでございますけれども、それに対して、新たに新設をして、それに道を切り開くという解釈とものができるのかどうか、その辺の質問させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

ただいまの質問にお答えします。

これはまさに書いてあるとおりでございます。その時点で教員免許状自体は、そのままお手元にあります。学校の教鞭立つときは、更新をされて、その有効性をずっと確保しなければいけないのですけれども、この放課後児童健全育成事業に関しましては、その時点で一度教員の免許をお持ちになったと、それをもって、そのまま資格を有する者ということにかえたいということでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかにありますか。

1番、佐々木議員。

○1番（佐々木昇）

1番、佐々木昇です。

第10号の関係でお聞かせいただきたいのですけれども、この第10号に関しま

して、いろいろ世間で賛否あるようなお話を伺っております。

そこで町長が適当と認めた者という、あの規定がございますけれども、この辺、町長と採用される方との関係とか面接とか、そういうことをどのように町長と採用される方の接点といいますか、流れになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

現在、開成町は、放課後児童健全育成事業につきましては、委託事業で行っております。採用につきましては、委託先で面接、試験等を行いまして、採用をいたすものなのですけれども、これを必要と認める者ということで、支援員になる場合は、開成町がその者が実務経験がきちんとあるか、普段の勤務態度とか、その辺はどうかということ、委託先から推薦をいただいた中で、町がきちんと審査した上で、その支援員を研修に出すかどうかというものを判断させていただく形になっておりますので、その段階で、町が推薦状を、町として、研修をきちんと受けてくださいということでの推薦状を出させていただく形になっております。よろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木昇）

町長が適当と認めた者ということで、町長の裁量というのですか。この辺が非常に重要に今後なってくると思いますので、この辺、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

今回の条例の改正につきましては、国で改正されまして、そのまま町にスライドするという形になっています。既に国では、4月1日からスタートしているわけではありますが、今回の改正は非常に明確になったかなと私は受け止めました。

一つは、教職員の免許ということを明確に書いてあるということと。あと5年以上の経験が必要だということ。それと町長が適当と認めた者というところで、より具体化されたかなという感じがいたしますが、この条例を受けまして、町の現況と、例えば、今、同僚議員から質問がありました、5年以上の経験とかということがありますが、そういう点が、現状においては生じないのかどうかというところをまず確認したいということと。

あと委託をされているわけでありまして、その委託については特段、町が介入した形での確認ではなく、委託先の確認という答弁ではなかったかと思いますが、そ

このところは、現状と同じような形で、委託先をお願いするという形をとられるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

現状の支援員に関する影響でございますけれども、現在支援員を行っている者、登録の中では15名、ローテーションを組みまして4カ所の放課後児童健全育成事業という形の、いわゆる放課後児童クラブで今働いていただいております。

資格要件につきましては、保育士資格、幼稚園等の教諭資格ということでございます。現在のところ、ほとんどの方が保育士及び幼稚園、小学校等の教諭資格を取得している者が働いております。ただし、1点、基本的にはこの支援員の資格を受ける基礎資格というものにおいては、今まで高等学校卒業以上の者でというのがあったのですけれど、児童福祉の施設等の場合、中学校卒業で一生懸命働いて実務を、経験を積んでいる者もいらっしゃいますけれども、この要件が地方においてかなり中学校卒業では頑張っただけ経験を積んでも、支援員の資格要件がないということにおいて、いろいろな議論がされた結果、このような形で5年以上の実務経験を積んで資格を取ることができるということにおいて、現在は15名のうち1名が中学校卒業後、施設で頑張っただけ働いているというところで報告を受けております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。関連になるのですけれども、第10号について、町長が適当と認めた者という文言が記載されている中で、開成の放課後児童については、委託という形をとっているのですが、なんか事故が起きたりとかした場合には、どこが責任の所在になっていくのか、そこら辺ちょっと詳しくお聞きしたいのですけれども。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

お答えします。

いわゆる委託事業でございますので、委託先は委託先としての責任は当然にございますし、私ども委託元といたしましても、その事業の委託内容、また、その過程で、委託先として適当かどうかという部分、審査する過程で不備がありましたら、それは当然に私どももの責任になろうかと思っております。

一義的には、事業の最中に、事故等がございましたら、委託先が一義的な責任を負うことになろうかと思っておりますし、そもそも委託先として、それが正しかったかどうかという部分の責任を問われることになりましたら、これは当然に、教育委員会が責任を負うと。その程度といたしますか、そういった部分で、現実的にはそういう

段階で、議員のおっしゃる責任と意味合いがちょっと微妙ではあるのですけれども、その程度によって、どこまでが、どこの責任かということは、それはその事象、事象で判断することになるかと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

何事も事業を起こすときに、責任者というものが数多くあっては、事業の充実が図れないと思うのですよ。やはりそこら辺は、それなりの事前に任命することがあったときには、どこが責任の所在をはっきりさせていくのかというのは、運営上していかなければいけないのかなと。もし被害者が出た場合に、たらい回しになるようなことがあってはいけないというところを危惧しますので、そこら辺は事前に、そういう方を採用される場合には、吟味した中で運営をしていっていただきたいとお願いします。

それとあと、1件聞きたいのですけれども、今回、第10号については、新規ということで、より人員の確保をしやすいような状態になったのかなと理解しているところなのですが、現状として、今、俗に言う、働き手がないと世間では騒がれている中で、現状で人員確保というのが、どういう実態になっているのか。そこら辺ちょっとお聞きしたいなとお願いします。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

先程の質問にも係るのですけれども、委託をかけている段階では、それぞれに注意事項等を私どもが責任をもって指導すると。委託先はそれに応じて、適切な運営していただくことになるわけですけれども、ただいまの質問で、足りているか足りていないかというお話は、直接的には私は聞いておりませんが、現実的に運営上支障はないということでございます。この関係につきましては、この4月から新たに開成小学校でも対象とする、新たな会場を追加いたします。それも支障なく受けていただいておりますので、現実的な運用としては足りていると理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

開成町の実態とすれば、放課後支援については酒田保育園、保育園を運営している部分で携わった中での運営がされているという。現状、保育士は人手不足という部分で、開成町については待機児童が0ということで、全協でも報告があられたので

すけども、実態を見ていると、やはり保育士不足というものが今後出てきて、開成町は今、110%とこの間、報告があったと思うのですけども、これが要件をオーバーするようなことあったときに、例えば、学童に14名以外の方が保育士の免許を持っているという報告があった中で、保育事業を充実していくためにここの職員が、ではそちらにはり付けをした中で運営をしていくと、優先になると思うので、そうなったときに、この放課後授業が果たしてちゃんと運営できるのかというのが1点心配になると。ここでいう第10号の要件、5年以上の経験ということで、ぽっと面接して入れるような人を入れるわけではないので大丈夫だと思うのですけども、やはり専門的な保育士の資格を持っている方が、携わっていた者が資格がない、経験のみで職員になるという懸念もありますので、双方が充実していけば良いのですけど、先程言ったように人不足というのが実態として世の中にありますので、そこら辺は、例えば第10号に要件としてあるから、町長の裁量で認めるというものではなくて、全体のバランス見た中で、この配置の助言を町としても言っていくべきではないのかなと思いますので、あくまで委託だから、委託の責任であり、委託でやってもらうのではなくて、町長も子育て支援については、町としても充実していくということで掲げていますので、より一層踏み込んだ形の中で、経営の手助けを考えていく時期になっているのではないのかなと思いますので、これをきっかけに、ぜひそこら辺は充実していただきたい。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

答弁はよろしいですね。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入りますが、討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第26号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。